

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	沼津市 健康増進事業に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

沼津市は、健康増進事業に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報の取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

沼津市長

公表日

令和5年1月23日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康増進事業に関する事務
②事務の概要	<p>本事務は、健康増進法に基づく健康教育、健康相談、訪問指導、各種検診など、市民の健康増進のために必要な事業(以下「事業」という。)を推進するために行う事務であり、事務の流れは、事業の種類によって若干異なるが、利用申込(マイナポータルを通じて利用できるサービス検索・電子申請機能での受領)、事業対象であることの確認、受診券の発行、事業の提供、事後指導・結果管理である。</p> <p>番号法第9条第1項別表第一の76の項に基づき、健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務に個人番号を用いることとなる。</p> <p>沼津市は、健康増進法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。</p> <p>①生活習慣相談等その他健康増進事業の実施</p>
③システムの名称	健康管理システム・統合宛名システム・マイナポータル(サービス検索・電子申請機能)
2. 特定個人情報ファイル名	
健康増進情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・第9条第1項 別表第一の76の項</p> <p>番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 (平成26年内閣府・総務省令第5号) ・第54条</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p><情報提供及び情報照会> 番号法第19条第8号及び別表第二の102の2の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第50条</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康づくり課
②所属長の役職名	健康づくり課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒410-8601 沼津市御幸町16番1号 沼津市役所 総務課 電話055-934-4712
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒410-0881 沼津市八幡町97番地 沼津市役所 健康づくり課 電話055-951-3480

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年3月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年3月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	②所属長	天野 明義	岡田 卓治	事後	
平成28年4月1日	請求先	沼津市御幸町16-1 市民相談センター 電話055-934-4700	沼津市御幸町16番1号 総務課 電話055-934-4712	事後	
平成28年4月1日	連絡先	沼津市八幡町97	沼津市八幡町97番地	事後	
平成31年4月1日	5②所属長の役職名	岡田 卓治	健康づくり課長	事後	
平成31年4月1日	IVリスク対策	項目なし	新様式における項目の追加	事後	
令和2年4月1日	IIしきい値判断項目の記載時点	平成27年5月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	再評価実施による
令和4年3月11日	I 関連情報4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携①実施の有無	実施しない	実施する	事前	
令和4年3月11日	I 関連情報4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	—	<情報提供及びび情報照会> ・番号法第19条第8号及び別表第二の102の2の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及びび情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第50条	事前	
令和4年3月11日	II-1しきい値判断項目の記載時点	令和2年4月1日時点	令和4年3月1日時点	事前	
令和4年3月11日	II-2しきい値判断項目の記載時点	令和2年4月1日時点	令和4年3月1日時点	事前	
令和4年3月11日	IVリスク対策5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)	—	十分である	事前	
令和4年3月11日	IVリスク対策6. 情報提供ネットワークシステムとの接続目的外の入手が行われるリスクへの対策が十分か	—	十分である	事前	
令和4年3月11日	IVリスク対策6. 情報提供ネットワークシステムとの接続不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	—	十分である	事前	
令和4年6月13日	I 関連情報1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要	本事務は、健康増進法に基づく健康教育、健康相談、訪問指導、各種検診など、市民の健康増進のために必要な事業(以下「事業」という。)を推進するために行う事務であり、事務の流れは、事業の種類によって若干異なるが、利用申込(マイナポータルを通じて利用できるサービス検索、電子申請機能での受領)、事業対象であることの確認、受診券の発行、事業の提供、事後指導・結果管理である。以下略	本事務は、健康増進法に基づく健康教育、健康相談、訪問指導、各種検診など、市民の健康増進のために必要な事業(以下「事業」という。)を推進するために行う事務であり、事務の流れは、事業の種類によって若干異なるが、利用申込(マイナポータルを通じて利用できるサービス検索、電子申請機能での受領)、事業対象であることの確認、受診券の発行、事業の提供、事後指導・結果管理である。以下略	事後	
令和4年6月13日	I 関連情報1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名称	健康管理システム・統合宛名システム	健康管理システム・統合宛名システム・マイナポータル(サービス検索・電子申請機能)	事後	